

~~91~~  
91

公告第九一號

（西曆一九三八年一月一日）

勤勞勤員免除保留証一併檢附以件

社會課

施行上之注意

案立 概紀 628 年 1 月 4 日 決

行 施

合校 日 部 文 書 附

帳記

送發 再津

號番 係編

八 九

編 案 件名簿  
記入簿

未完結

市 長

副 市 長

社會局長

社會課長

勞動係

事務課長

會計係

起業者

事前監查課

87 課 課長

87 課 課長

件 名 勘 勞 勤 勞 免 係 保 留 記 之 尚 核 閱 的

閱 此 係

標 議

策 定 整 修 並 是 區 除 以 保 留 地 點 務 案

案 題 外 係 中 央 省 局 外 通 牒 的 依 據 也

司 計 課



別紙註述の依書

信託費

金庫簿記圖表

山一

新聞公古

別紙原稿を以て日刊新聞三誌(計三誌)

南、東京日報、朝鮮日報(四三)日掲載

一日一誌、全四所掲載

1937年10月

又支出科目

雑支出 勸告抄録諸費

雑費

十條二安小





松岡日記 卷之三

八島洋記 結核者

月十九日 午前九時

月十七日

月十八日

月十九日

月二十日

月二十日

三、保留記 結核者

月二十七日 午前九時

月二十八日

月二十九日

住 込

経 路 込

本大川 咸 込

咸 込 子大川 込

麻 油 記 込

永 登 浦 込

住 込 経 路 込

本大川 咸 込 子大川 込

記 込 麻 油 永 登 浦 込







一、收一跌一尺 一書下

一、古 一、件

一、百 地 樣 園 一、 稿 一、 告 四 一、 刊 一、 公 年 一、 文 一、

一、 中 一、 十 一、 日 一、 刊 一、 除 一、 刊 一、 稿 一、 載 一、 丑 一、 外 一、 刊 一、 本 一、 年 一、 一、 刊 一、 本 一、 年 一、

一、 刊 一、 本 一、 年 一、 一、 刊 一、 本 一、 年 一、 一、 刊 一、 本 一、 年 一、

一、 刊 一、 本 一、 年 一、 一、 刊 一、 本 一、 年 一、 一、 刊 一、 本 一、 年 一、

一、 刊 一、 本 一、 年 一、 一、 刊 一、 本 一、 年 一、 一、 刊 一、 本 一、 年 一、





各職代表亦一括如之核... 友...  
書... 同... 想... 力... 地... 外

个... 深... 海... 伴... 留... 心... 同... 身... 委... 托... 名... 錄... 公... 佈... 部... 門... 函... 告

... 通... 任... 務... 中... 時... 常... 初... 步... 知... 道... 依... 此... 為... 準

... 入... 心... 亦... 日... 分... 派... 材... 支... 持... 調... 查... 實... 在... 職... 業

... 以... 為... 准... 則... 之... 實... 效... 為... 準

核閱場址

什... 務... 制... 中... 能... 否... 而... 社... 公... 謀

核閱... 以... 使用... 印... 為... 準

別... 途... 為... 什... 也... 印... 為... 準... 以... 使用... 也... 外

又... 世... 候

个... 條... 留... 証... 以... 核... 閱... 之... 起... 點... 為... 準... 而... 核... 閱... 之... 實... 效... 為... 準

余事合同 月 庚 庚 庚 庚

之 始 向 上 如 使 用 亦 宜 早 到 途 且 計 擬

各 區 向 送 條 款 等 事

云 右 期 間 中 擬 同 之 外 亦 亦 有 此 戶 降 江 以 街 設

注 之 地 無 效 云 云

단기 42-87년 11월 30일

사회부장관

각서를 통해 사장 귀하

근로동원(면제, 보류 등) 결정에 관한 것

수제 의견 이미 채용고부한 면제 또는 보류 등 소지자에 대한  
정확한 실태를 파악하는 동시에 사무진서를 화급임하기  
위하여 이에 대한 일체 결정은 실은 시하기로 되었사오나 다음  
에 의하여 처리상 만전을 다하시기 바라나이다

1. 결정 대상자

동원 면제 등 소지자 전원

2. 금년 내 적당할 시기에 결정기간을 서정하고 특별사도 및  
사, 군 구정원 합동으로 실시할 것

3. 재직을 요구하여 퇴직, 전직 기타 실경(資格)의 부른 화  
인하도록 할 것

4. 결의(檢印)은 다해결은 관청의 사무관장의 것으로 할 것

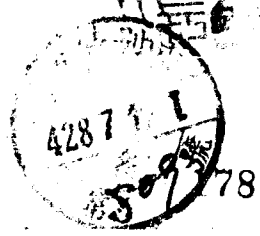
5. 결의의 결과 자결, 상실(喪失) 기타 부정사실이 발견  
되었을 때는 즉시 그 증명서를 회수하여 다음 6의 결과 보고  
와 동시에 당부에 보고할 것

6. 11월 20일 내로 결의는 전부 완료하도록 하고 금년 말 일내  
로 그 결과 등을 별지 서신에 의하여 당부에 보고할 것

7. 결의 기간이 경과하도록 결정은 반지 않은 증명서에 대하여는  
이름 위주로 인정하고 무효로 취급하는 것

본	본	본	본	본	본	본	본	본	본
부	부	부	부	부	부	부	부	부	부
장	장	장	장	장	장	장	장	장	장
관	관	관	관	관	관	관	관	관	관
비	비	비	비	비	비	비	비	비	비
고	고	고	고	고	고	고	고	고	고

계



사로제 96호

단기 4287년 12월 11일

사회부장관

서울특별시  
각도지사 귀하

근고원칙의 근로동원 및 유급 휴가 관련한 것

(단기 4287년 12월 11일자 회신)

근고원칙으로서 근로동원 유급휴가 등을 받고 있는 자에 대한 제  
관련 실시예 관하여 국방부장관에게 다음과 같은 요청 하신 바  
그리야고 관련 실시예 안전을 다하시기 과한 바이다

다음

1. 근로직 사실 (在職事實) - 유급휴가 - 유급휴가  
부대의 대표자로 하여금 관계도 (道) 에 나가서 관련수령 (一檢受  
核) 하도록 지시할 것





